

「特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領-建設関係職種等の基準について-」の一部改正について

令和2年12月24日

建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等(令和元年国土交通省告示第269号)の一部改正に伴い、「特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領-建設関係職種等の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字下線が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P2-3	第1 技能実習を行 わせる体制の基準 【関係規定】	<p>(経過措置)</p> <p>附則第2条 この告示の施行の日(以下この条において「施行日」という。)前に第一号技能実習に係る技能実習計画に関して行われた外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(<u>以下この条において「法」という。</u>)第八条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>2 施行日から起算して一年を経過する日までの間に第二号技能実習に係る技能実習計画に関して行われた法第八条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、第一条及び第二条の</p>	<p>(経過措置)</p> <p>附則第2条 この告示の施行の日(以下この条において「施行日」という。)前に第一号技能実習に係る技能実習計画に関して行われた外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(<u>以下「法」という。</u>)第八条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>2 施行日から起算して一年を経過する日までの間に第二号技能実習に係る技能実習計画に関して行われた法第八条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、第一条及び第二条の</p>

		<p>規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 施行日から起算して三年を経過する日までの間に第三号技能実習に係る技能実習計画に関して行われた法第八条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 施行日において現に法第八条第一項又は第十一条第一項の認定を受けている技能実習計画(前三項の規定によりなお従前の例によることとされた認定の基準に適合するとして認定を受けたものを含む。)に関して行われた法第十一条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 施行日から起算して三年を経過する日までの間に第三号技能実習に係る技能実習計画に関して行われた法第八条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 施行日において現に法第八条第一項又は第十一条第一項の認定を受けている技能実習計画(前三項の規定によりなお従前の例によることとされた認定の基準に適合するとして認定を受けたものを含む。)に関して行われた法第十一条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p><u>(経過措置の特例)</u></p> <p><u>附則第3条 前条第一項の規定に基づきなお従前の例によることとされた法第八条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準に適合するものとして法第八条第一項の認定を受けた第一号技能実習に係る技能実習計画に係る技能実習生であって、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた者に係る第二号技能実習に係る技能実習計画及び当該技能実習生に係る第三号技能実習に係る技能実習計画に関して行われる法第八条第一項の申請についての前条第二項及び第三項の適用については、同条第二項中「一年」とあるのは「二年」と、同条第三項中</u></p>
--	--	--	--

				<u>「三年」とあるのは「四年」とする。</u>
2	P4	第1 技能実習を行わせる体制の基準	<p>○ 建設関係職種等に属する作業に係る技能実習を行わせる体制の基準は、令和2年1月1日より<u>施行されますが</u>、本基準が適用されるのは、</p> <p>①令和2年1月1日以降に、新規の認定申請をする第1号技能実習計画</p> <p>②令和3年1月1日以降に、新規の認定申請をする第2号技能実習計画</p> <p>③令和5年1月1日以降に、新規の認定申請をする第3号技能実習計画</p> <p>からです。それより前に新規の認定申請をする技能実習計画や、旧基準で認定を受けている技能実習計画の変更申請については、本基準は適用されません。</p>	<p>○ 建設関係職種等に属する作業に係る技能実習を行わせる体制の基準は、令和2年1月1日より<u>施行されましたが</u>、本基準が適用されるのは、</p> <p>①令和2年1月1日以降に、新規の認定申請をする第1号技能実習計画</p> <p>②令和3年1月1日以降に、新規の認定申請をする第2号技能実習計画</p> <p>③令和5年1月1日以降に、新規の認定申請をする第3号技能実習計画</p> <p>からです。それより前に新規の認定申請をする技能実習計画や、旧基準で認定を受けている技能実習計画の変更申請については、本基準は適用されません。</p> <p><u>ただし、令和2年1月1日の前日以前に第1号技能実習計画の新規の認定申請を行い旧基準で認定を受けている第1号技能実習生について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による入国制限等の影響を受け、その第1号技能実習の開始が遅れたことにより、第2号又は第3号技能実習計画の新規の認定申請が上記②又は③に該当することとなる場合においては、当該技能実習生に係る技能実習計画に限り、令和4年1月1日の前日以前に第2号技能実習計画の新規の認定申請を、令和6年1月1日の前日以前に第3号技能実習計画の新規の認定申請を行うときは、旧基準を適用することとします。</u></p>
3	P4	第1 技能実習を行わせる体制の基準	【確認対象の書類】	<p>【確認対象の書類】</p> <p>・<u>1号技能実習計画に係る認定通知書の写し(省令様式第2号)※2号・3号申請時であって、令和2年1月1日の前日以前に1号申請を行い旧基準で認定を受けてい</u></p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業法第3条の許可を受けていることを証する書類</li> <li>・申請者の建設キャリアアップシステム事業者IDを明らかにする書類(メール「【建設キャリアアップシステム】事業者情報新規登録完了「事業者ID」のお知らせ」又はハガキ「建設キャリアアップシステム事業者情報登録完了のお知らせ」の写し。パスワードはマスキングしてください。)</li> <li>・建設キャリアアップシステム技能者登録誓約書(建設参考様式第1号)※1号申請時のみ</li> <li>・技能実習生の建設キャリアアップシステム技能者IDを明らかにする書類(建設キャリアアップカードの写し)※2号・3号申請時のみ</li> </ul> <p><b>【留意事項】</b></p> <p>○ 認定申請日については、旧基準の適用を受けるために施行日前に技能実習計画を申請したものの、郵送での到着が遅延したこと等により、施行日後の受理となった場合には、新基準が適用されますのでご留意願います。このため、余裕をもって申請いただくことをお勧めします。</p>	<p style="text-align: center;"><u>る場合のみ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業法第3条の許可を受けていることを証する書類</li> <li>・申請者の建設キャリアアップシステム事業者IDを明らかにする書類(メール「【建設キャリアアップシステム】事業者情報新規登録完了「事業者ID」のお知らせ」又はハガキ「建設キャリアアップシステム事業者情報登録完了のお知らせ」の写し。パスワードはマスキングしてください。)</li> <li>・建設キャリアアップシステム技能者登録誓約書(建設参考様式第1号)※1号申請時のみ</li> <li>・技能実習生の建設キャリアアップシステム技能者IDを明らかにする書類(建設キャリアアップカードの写し)※2号・3号申請時のみ</li> </ul> <p><b>【留意事項】</b></p> <p>○ 認定申請日については、旧基準の適用を受けるために施行日前に技能実習計画を申請したものの、郵送での到着が遅延したこと等により、施行日後の受理となった場合には、新基準が適用されますのでご留意願います。このため、余裕をもって申請いただくことをお勧めします。</p> <p>○ <u>上記ただし書きによる旧基準が適用される申請期限についても同様です。</u></p>
4	P6-7	<p>第2 技能実習生の待遇の基準</p> <p><b>【関係規定】</b></p>	<p>(経過措置)</p> <p>附則第2条 この告示の施行の日(以下この条において「施行日」という。)前に第一号技能実習に係る技能実習計画に関して行われた外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(<u>以下この条において「法」という。</u>)第八条第一項の申請に係る法第</p>	<p>(経過措置)</p> <p>附則第2条 この告示の施行の日(以下この条において「施行日」という。)前に第一号技能実習に係る技能実習計画に関して行われた外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(<u>以下「法」という。</u>)第八条第一項の申請に係る法第九条第六号</p>

			<p>九条第六号及び第九号の認定の基準については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>2 施行日から起算して一年を経過する日までの間に第二号技能実習に係る技能実習計画に関して行われた法第八条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 施行日から起算して三年を経過する日までの間に第三号技能実習に係る技能実習計画に関して行われた法第八条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 施行日において現に法第八条第一項又は第十一条第一項の認定を受けている技能実習計画(前三項の規定によりなお従前の例によることとされた認定の基準に適合するとして認定を受けたものを含む。)に関して行われた法第十一条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>及び第九号の認定の基準については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>2 施行日から起算して一年を経過する日までの間に第二号技能実習に係る技能実習計画に関して行われた法第八条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 施行日から起算して三年を経過する日までの間に第三号技能実習に係る技能実習計画に関して行われた法第八条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 施行日において現に法第八条第一項又は第十一条第一項の認定を受けている技能実習計画(前三項の規定によりなお従前の例によることとされた認定の基準に適合するとして認定を受けたものを含む。)に関して行われた法第十一条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p><u>(経過措置の特例)</u>  <u>附則第3条 前条第一項の規定に基づきなお従前の例によることとされた法第八条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準に適合するものとして法第八条第一項の認定を受けた第一号技能実習に係る技能実習計画に係る技能実習生であって、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の</u></p>
--	--	--	--	--

				<p><u>二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた者に係る第二号技能実習に係る技能実習計画及び当該技能実習生に係る第三号技能実習に係る技能実習計画に関して行われる法第八条第一項の申請についての前条第二項及び第三項の適用については、同条第二項中「一年」とあるのは「二年」と、同条第三項中「三年」とあるのは「四年」とする。</u></p>
5	P8	第2 技能実習生の待遇の基準	<p>○ 建設関係職種等に属する作業に係る技能実習生の待遇の基準は、令和2年1月1日より<u>施行されますが</u>、本基準が適用されるのは、</p> <p>① 令和2年1月1日以降に、新規の認定申請をする第1号技能実習計画</p> <p>② 令和3年1月1日以降に、新規の認定申請をする第2号技能実習計画</p> <p>③ 令和5年1月1日以降に、新規の認定申請をする第3号技能実習計画</p> <p>からです。それより前に新規の認定申請をする技能実習計画や、旧基準で認定を受けている技能実習計画の変更申請については、本基準は適用されません。</p>	<p>○ 建設関係職種等に属する作業に係る技能実習生の待遇の基準は、令和2年1月1日より<u>施行されましたが</u>、本基準が適用されるのは、</p> <p>① 令和2年1月1日以降に、新規の認定申請をする第1号技能実習計画</p> <p>② 令和3年1月1日以降に、新規の認定申請をする第2号技能実習計画</p> <p>③ 令和5年1月1日以降に、新規の認定申請をする第3号技能実習計画</p> <p>からです。</p> <p>それより前に新規の認定申請をする技能実習計画や、旧基準で認定を受けている技能実習計画の変更申請については、本基準は適用されません。</p> <p><u>ただし、令和2年1月1日の前日以前に第1号技能実習計画の新規の認定申請を行い旧基準で認定を受けている第1号技能実習生について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による入国制限等の影響を受け、第1号技能実習の開始が遅れたことにより、第2号又は第3号技能実習計画の新規の認定申請が上記②又は③に該当することとなる場合においては、当該技能実習生に係る技能実</u></p>

				<p><u>習計画に限り、令和4年1月1日の前日以前に第2号技能実習計画の新規の認定申請を、令和6年1月1日の前日以前に第3号技能実習計画の新規の認定申請を行うときは、旧基準を適用することとします。</u></p>
6	P8	第2 技能実習生の待遇の基準	<p><b>【確認対象の書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習計画認定申請書(省令様式第1号)</li> <li>・報酬に関する誓約書(建設参考様式第2号)</li> </ul> <p><b>【留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定申請日については、旧基準の適用を受けるために施行日前に技能実習計画を申請したものの、郵送での到着が遅延したこと等により、施行日後の受理となった場合には、新基準が適用されますのでご留意願います。このため、余裕をもって申請いただくことをお勧めします。</li> </ul>	<p><b>【確認対象の書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習計画認定申請書(省令様式第1号)</li> <li>・<u>1号技能実習計画に係る認定通知書の写し(省令様式第2号)※2号・3号申請時であって、令和2年1月1日の前日以前に1号申請を行い旧基準で認定を受けている場合のみ</u></li> <li>・報酬に関する誓約書(建設参考様式第2号)</li> </ul> <p><b>【留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定申請日については、旧基準の適用を受けるために施行日前に技能実習計画を申請したものの、郵送での到着が遅延したこと等により、施行日後の受理となった場合には、新基準が適用されますのでご留意願います。このため、余裕をもって申請いただくことをお勧めします。</li> <li>○ <u>上記ただし書きによる旧基準が適用される申請期限についても同様です。</u></li> </ul>

<p>7</p>	<p>建設参考様式第1号</p>		<p>建設参考様式第1号(告示第1条第3号関係) (日本産業規格A列4)</p> <p>建設キャリアアップシステム技能者登録誓約書</p> <p>下記の事項を誓約します。</p> <p>記</p> <p>【誓約事項】 受け入れた第1号技能実習生について、第2号技能実習移行時までに、建設キャリアアップシステムへの技能者登録を完了させます。</p> <p>年 月 日 作成</p> <p>申請者の名称</p> <p>作成責任者 役職・氏名</p>	<p>建設参考様式第1号(告示第1条第3号関係) (日本産業規格A列4)</p> <p>建設キャリアアップシステム技能者登録誓約書</p> <p>下記の事項を誓約します。</p> <p>記</p> <p>【誓約事項】 受け入れた第1号技能実習生について、第2号技能実習移行時までに、建設キャリアアップシステムへの技能者登録を完了させます。</p> <p>年 月 日 作成</p> <p>申請者の名称</p> <p>作成責任者 役職・氏名</p>
<p>8</p>	<p>建設参考様式第2号</p>		<p>建設参考様式第2号(告示第2条関係) (日本産業規格A列4)</p> <p>報酬に関する誓約書</p> <p>下記の事項を誓約します。</p> <p>記</p> <p>【誓約事項】 ・技能実習生に対する報酬は、月給制(「1カ月単位で算定される額」(基本給、毎月固定的に支払われる手当及び残業代の合計)で報酬が支給される方式)で支払います。 ・会社都合や天候を理由とした現場作業の中止等による休業については、欠勤扱いとして賃金を支払わないこととせず、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、労働基準法に基づき、平均賃金の60%以上を支払います。 ・また、本人の意思を確認せず年次有給休暇の扱いとはいたしません。</p> <p>年 月 日 作成</p> <p>申請者の名称</p> <p>作成責任者 役職・氏名</p>	<p>建設参考様式第2号(告示第2条関係) (日本産業規格A列4)</p> <p>報酬に関する誓約書</p> <p>下記の事項を誓約します。</p> <p>記</p> <p>【誓約事項】 ・技能実習生に対する報酬は、月給制(「1カ月単位で算定される額」(基本給、毎月固定的に支払われる手当及び残業代の合計)で報酬が支給される方式)で支払います。 ・会社都合や天候を理由とした現場作業の中止等による休業については、欠勤扱いとして賃金を支払わないこととせず、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、労働基準法に基づき、平均賃金の60%以上を支払います。 ・また、本人の意思を確認せず年次有給休暇の扱いとはいたしません。</p> <p>年 月 日 作成</p> <p>申請者の名称</p> <p>作成責任者 役職・氏名</p>



建設参考様式第3号

建設参考様式第3号 (告示第3条関係) (日本産業規格A列4)

人数に関する申請者の概要書

1 申請者の概要

(ふりがな)			
①名称			
②現在受け入れている技能実習生の数	第1号	人	
	第2号	人	
	第3号	人	
③現在技能実習計画の認定申請中の数	第1号	人	
	第2号	人	
	第3号	人	
④常勤の職員の数	合計	人	

(注意)

②には、本申請に係る技能実習計画を含みません。  
③には、外国にある事業所に所属する常勤の職員、技能実習生、外国人建設従事者及び一号特定技能外国人を含みません。

2 その他特記事項

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成

申請者の名称

作成責任者 役職・氏名



建設参考様式第3号 (告示第3条関係) (日本産業規格A列4)

人数に関する申請者の概要書

1 申請者の概要

(ふりがな)			
①名称			
②現在受け入れている技能実習生の数	第1号	人	
	第2号	人	
	第3号	人	
③現在技能実習計画の認定申請中の数	第1号	人	
	第2号	人	
	第3号	人	
④常勤の職員の数	合計	人	

(注意)

②には、本申請に係る技能実習計画を含みません。  
③には、外国にある事業所に所属する常勤の職員、技能実習生、外国人建設従事者及び一号特定技能外国人を含みません。

2 その他特記事項

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成

申請者の名称

作成責任者 役職・氏名